

# 埼玉福利厚生援護会だより

令和3年初夏号

間違いやすい例について解説

p2

**残業(時間外労働)のカウント**を正しく行いましょう

働き方改革

令和2年4月～ 時間外労働の上限規制

p3

事業所の**労働時間管理**のチェックリスト

令和3年4月～ 同一労働同一賃金

p4~5

正社員とパートとの間に**不合理な待遇差**はありませんか?

法改正

令和3年10月より本格運用

p6

**マイナンバーカード**が**健康保険証**に

50人超の企業においては令和6年10月～

p7

**社会保険**の**加入対象者の範囲**が**拡大**されます

社会保険

p8

**社会保険**に**加入**しましょう

高齢者の  
雇用保険料の徴収を  
お忘れなく

令和3年第1期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 048-640-6543 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。  
「西村治彦の日記」 「西村社会保険労務士事務所だより」

# 社会保険に加入しましょう



**経営者の方も  
所得補償のある労災保険  
に任意で加入すれば  
安心です。**

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の  
雇用保険料の  
徴収をお忘れなく



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が段階的に  
拡大しています。



**当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



### 社会保険労務士 35名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、  
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、  
津久井美知子、塩島英和、西拓也、  
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、  
館野真一、山崎勝則、  
菱野義将、山崎千恵理、山本均、  
小山真史、有田公明、  
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、  
大代淳、楠原庄二、  
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、  
林浩太、山本隆史、神長寛人、  
江本亜美、堀口晋作、長和浩、  
大森桂子、岩崎由帆

最高責任社会保険労務士事務所の所員と  
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

**048-640-6543**

埼玉福利厚生援護会

検索



### 今月の深掘り知識 割増賃金の計算の基礎となる賃金

**Q. 月給制の場合、どのように  
割増賃金の計算をするのでですか？**

関連記事: 2~3ページ  
「残業のカウントを正しく行いましょう」

\*1 1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、  
次のように計算します。

**Point** 月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について  
は除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入  
しなくてはなりません。

- ①家族手当（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に  
応じて支給するもの）
- ②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給す  
るもの）

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②③について、実際には家族の人数や費用  
等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の  
計算の基礎に含めることとされています。



\*2

割増賃金率	
時間外労働	25%
休日労働	35%
深夜労働	25%

（令和5年4月より、中小企業においても、時間外労働が60  
時間を超えた場合には割増賃金率が50%になります。）

**A. 割増賃金額の計算は次のように行います。**

$$\text{1時間あたりの賃金額} * 1 \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増賃金率} * 2$$